

医療費を心配せず、ガン治療に専念できるように、
**1年に1回、支払条件に該当するたびに、
 治療給付金が受け取れる*ガン保険です。**

*通算5回まで

ガン経験者の声を紹介します

治療の長期化や
 再発・転移のことを考えると、
 最初の給付金だけでは不安。

ガンの治療方法は、
 手術してその後入院したり、
 化学療法により通院だけで
 治療したりと症状によって
 さまざまでした。

ガン治療の初期から、
 お金の心配をせずに
 治療に専念したかった。


**実際のガン経験者の声を聞いてつくった
 ガードエックスのポイント**
01 1年に1回の給付金で、
 計画的な治療を

- 所定の手術、放射線治療、抗がん剤治療のいずれかを受けたら、まとまった治療給付金を受け取れます。
- 1年に1回(通算5回まで)、支払条件に該当するたびに給付金を受け取れるので、継続的な治療にも備えられます。

02 ステージIVなどは、
 入院・通院でもお支払い

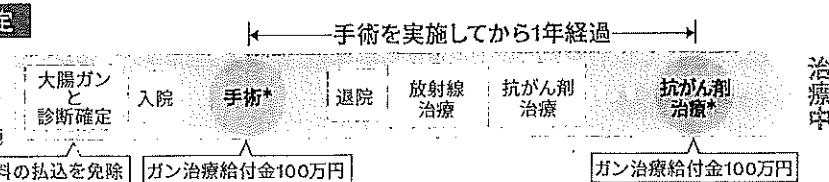
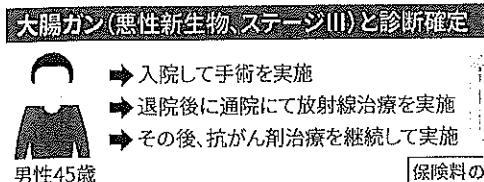
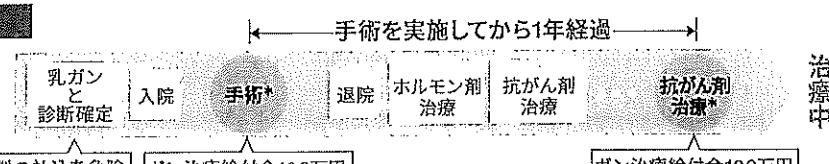
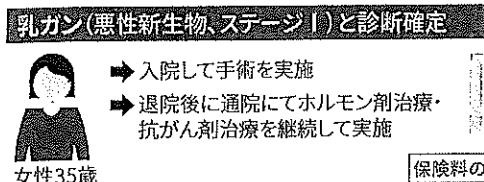
- 最上位の進行度を示す病期(ステージIVなど)と診断されたら、その後の入院または通院で治療給付金が受け取れます。
- 給付金は、高額な費用かかることがある自由診療や、在宅ホスピスケアなどにも利用できます。

03 悪性新生物と診断確定
 されたら、以後の保険料
 はいただきません

- 収入が減少しても、保険料負担の心配なく治療に専念できます。
- 保険料を払わなくとも、保障は継続するので安心です。

※上皮内新生物は対象となりません。

給付金のお受け取り例 終身ガン治療保険 ガン治療給付金額:100万円の場合 終身ガン保険料払込免除特約(2013)あり
 1年に1回のご請求と、まとまった給付金のお受け取りで、費用を気にせず治療に専念できます。



* それぞれ公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術・抗がん剤治療です。
 ※記載はあくまで一例です。個別の事情などにより給付内容は異なる場合があります。

CS1905-01



ガン治療安心プラン

1年に1回の治療給付金*で充実したガン治療を

*支払条件に該当するたびに受け取れます。

終身ガン治療保険(支払限度の型:5回型) 終身ガン保険料払込免除特約(2013)

保険期間・保険料払込期間:終身(全期払)

特に重視したい ガンの保障	ガードエックスで準備する保障の内容		
	悪性新生物	上皮内新生物	お支払いなどについて
三大治療	手術	1回につき 50万円	悪性新生物治療給付金(ガン治療給付金) 責任開始日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的として、下記①②のいずれかに該当されたとき ①公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療を受けられたとき*1 ②最上位の進行度を示す病期*2と診断され、その日以後に入院または通院をされたとき
	放射線治療		上皮内新生物治療給付金(ガン治療給付金) 責任開始日以後に、診断確定された上皮内新生物の治療を目的として公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療を受けられたとき*1
	抗がん剤治療	1回につき 100万円	悪性新生物治療給付金と上皮内新生物治療給付金は、それぞれ1年に1回を限度に、支払条件に該当するたびに通算5回までお支払いします。
最上位の進行度を示す 病期への保障			
悪性新生物と 診断確定されたら、 保険料払込免除*3	保険料の 払い込みを免除		・責任開始日以後の保険期間中に、責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたときは、以後の保険料(主契約および各特約の保険料を含みます)の払い込みが免除されます。 ・上皮内新生物は対象となりません。

*1 所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療には、先進医療など支払対象にならない治療があります。

*2 最上位の進行度を示す病期とは、例えば、胃ガン・乳ガンの場合はTNM分類のIV期、悪性リンパ腫の場合はAnn Arbor分類のIV期、慢性リンパ性白血病の場合はRai分類のIV期およびBinet分類のC期などをいいます。詳細は約款をご確認ください。なお、病期分類がないガンの種類は悪性新生物治療給付金の支払事由②に該当しません。

*3 この特約は契約締結時のみ付加できます。

保険料表

単位:円

ご契約年齢(歳)	男性		女性	
	月払	年払	月払	年払
20	1,157	13,419	1,804	20,910
30	1,738	20,145	2,664	30,891
40	2,739	31,759	3,663	42,471
50	4,399	51,002	4,766	55,261
60	6,794	78,764	5,915	68,577

この保険は、保険期間の始期(第1回保険料の領収または告知のいずれか遅い時)からその日を含めて91日目(責任開始日)より保障を開始します。ご契約後90日間の不てん補期間があります。

・責任開始日前までにガンと診断確定されていた場合は、契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効となります。なお、告知以前にガンと診断確定されていた事実を契約者または被保険者が知っていたときは、既払込保険料はお返しません。

・このプランには解約返戻金はありません。

商品の詳細につきましては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■お問い合わせ先／担当者

■引受保険会社

〒06-00 北海道北斗市七重浜3丁目11-8

有限公司 キムラ保険事務所

電話0138-49-1277 FAX0138-49-1499